

妊娠中の皆さんへ 新型コロナウイルス感染症のこと

新型コロナウイルス感染症が妊娠に与える影響や日々の感染予防などについて紹介します。そのほか妊娠・出産・子育てに関することなど、右のコードか、市HPから確認できます。



感染が妊娠に与える影響

現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染しても、経過や重症度は妊娠していない人と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありませんので、妊娠中でも過度な心配はいりません。

日頃の感染予防

一般的に妊婦が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。

す。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。

①密閉空間、②密集場所、③密接場面、という3つの「密」となるような場所を避けてください。



勤務先と働き方の相談を

働いている人は、ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先とご相談ください。

市HPで厚生労働省作成のリーフレットが見られます

新型コロナウイルスに関する一般的な留意点などについて、厚生労働省が妊婦の皆さんに向けて作成したリーフレットを右のコードか、市HPからご覧いただけます。



(母子保健課)

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

各種支援を紹介します。4月20日現在の内容です。詳しくは、各担当へお問い合わせください。このほかにも支援があります。右のコードか、市HPから確認を。



家賃相当額として 住居確保給付金を支給します

離職・廃業により住居を失うおそれが生じている方々に加え、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、家賃相当額（上限あり・原則3か月）を支給します。

主な給付要件は、①離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況、②主たる生計維持者、③ハローワークに求職の申し込みをすること。ほかにも、収入額や預金額など、複数の要件があります。詳しくは、くらし

サポートチームふらっと（市社会福祉協議会）☎483-3021か福祉総合相談室へ。

千葉県社会福祉協議会による 資金貸付制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業となり、生活資金でお悩みの人（世帯）に特例貸付を行っています。問い合わせは、八千代市社会福祉協議会☎483-3021へ

◆緊急小口資金

▶対象者 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

▶貸付限度額 20万円以内（無利子）

◆総合支援資金

▶対象者 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

▶貸付限度額 複数世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内（無利子）

▶貸付期間 原則3か月
(市社会福祉協議会)

子育ての悩み相談を 子ども相談センターから

◆1人で子育てに悩んでいませんか
悩みをそのままにしていると、子どもへの虐待につながることも。

子ども相談センターでは、相談の内容に応じて助言や情報提供を行いますので、気軽にご相談ください。

◆子育て家庭をあたたく見守って
保護者やお子さん自身が苦しんでいても、助けを求められずにいることがあります。

周りに心配な人が居たら、声を掛

けたり、市役所などに相談したりしてください。相談については、匿名でも受け付けています。

◆主な相談機関

①子ども相談センター☎484-2954(祝日・年末年始を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後5時)

②千葉県中央児童相談所☎043-253-4101(祝日・年末年始を除く月曜～金曜日午前9時～午後5時)

③子ども・家庭110番☎043-252-1152(24時間365日受付)

④児童相談所全国共通ダイヤル☎189(24時間365日受付)

#食べよう八千代 キャンペーン



新型コロナウイルス感染症の拡大で大きな影響を受けている市内の飲食店を応援するため、市と八千代商工会議所、(一社)八千代市観光協会が「#食べよう八千代」キャンペーンを始めました。

テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（出前）に対応しているお店を観光ガイドアプリ「ココシルやちよ」で紹介し、みんなで利用することで飲食店を応援するキャンペーンです。お店も随時募集しています。詳しくは、右のコードか、観光推進室☎483-1151へ。



DVは人権侵害です 相談は福祉総合相談室へ

配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。

夫婦間であっても暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害です。一人で悩まず、まずはご相談ください。

◆身体的な暴力だけではありません
暴力とは、なぐる・けるなどの身体的暴力のほか、無視や大声で怒鳴る、壁や物を壊して威圧感を出すな

どの「精神的暴力」、性行為の強要や見たくないのに成人雑誌をみせるなどの「性的暴力」があります。

また、交際中のカップルの間でも、自分の予定を優先させないと無視したり不機嫌になったり、携帯の着信履歴やメールをチェックするなどの「デートDV」があります。

◆どこに相談したらいいの

本市のDVに関する相談は、福祉総合相談室☎483-1151（祝日・年末年始を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後5時）でお受けします。

(福祉総合相談室)

お家でできる! やちよ元気体操

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、家の中で過ごす時間が多くなっている今、体力を落とさないようにするには、体を動かすことが重要です。

本市オリジナルの「やちよ元気体操」はいかがですか。この体操には上半身の柔軟性を高める「上半身編」と下半身を鍛える「下半身編」があり、立った姿勢でも座った姿勢でも行うことができます。

「いつでも・どこでも・だれでも」できるように考えられていますので、普段あまり運動をしていないという人でも大丈夫です。

自分の体力に合わせて無理のない範囲で行ってください。

各体操の動画は、下のコードを携帯電話などで読み取るか、市HPから見られます。(健康づくり課)



▲上半身編。時間は5分間程度



5月の相談案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止・変更することがあります。※祝日はお休みです。

ふれあい相談所 相心配こと 法律相談	生活困窮・成年後見に関する相談	緑の相談	(消費生活相談 電話のみ)	高齢者総合相談	福祉総合相談	子ども総合相談 (0～18歳)	青少年の非行に関する相談	教育相談	適応支援相談	ことばと発達	成人の健康相談	女性・こころの悩み電話相談	ごとの相談	人権・悩み	地域職業相談室	職業相談	住宅耐震診断	行政相談	登記・測量相談	行政書士相談	予約制		
																					交通事故相談	税務相談	法律相談 ※1案件につき1回限り
中止	月～金曜日 9時～17時	10月28日(木) 10時～15時30分	月～金曜日 13時～16時	月～金曜日 8時30分～17時	月～金曜日 8時30分～17時	月～金曜日 8時30分～17時	月～金曜日 9時～16時	月～金曜日 9時～16時	月～金曜日 9時30分～17時	月～金曜日 9時～17時	月～金曜日 8時30分～17時	火・金曜日 9時～16時	中止	月～金曜日 9時～17時	月～金曜日 9時～17時	13日(水)予約制 10時～16時	中止	中止	中止	中止	13日(水) 予約は相談の2日前まで	中止	
社会福祉協議会 相談専用 ☎487-2940	社会福祉協議会 ☎483-3021	社会福祉協議会 ☎483-3083	環境緑化公社 ☎485-0559	地域包括支援センター ☎483-1151 ☎489-4655 ☎481-7411 ☎405-4177 ☎488-9525 ☎481-3515	福祉総合相談室 ☎483-1151 内線☎3221・3 ☎483-2665	子ども相談センター ☎484-2954	青少年センター ☎483-2842	教育センター ☎486-8866	フレンド八千代 ☎486-1019	ことばと発達の相談室 ☎486-9887	健康づくり課 ☎483-4646	男女共同参画センター1階 専用☎485-7333	第3相談室(1階)	健康福祉課	職業相談室(1階)	建築指導課	建築指導課	コミュニティ推進課	予約制以外の各種相談は当日受け付け。8時30分から電話か直接窓口で申し込み(先着順)	市役所 ☎483-1151(代表)			